

〔食品廃棄物等〕

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）第 2 条第 2 項に規定する次に掲げる物品をいう。

- （1）食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
- （2）食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

〔食品循環資源〕

食品リサイクル法第 2 条第 3 項に規定する食品循環資源をいい、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。

食品廃棄物等のうち家畜に給与されるものは、加工の有無にかかわらず食品循環資源に該当する。

〔動物由来食品循環資源〕

肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源であって、肉及び肉と接触した可能性があるものをいう。

なお、肉を扱う事業所等には、肉を原料とする食品を製造する事業所等を含み、肉と接触した可能性があるものには、肉を原料とする食品と接触した可能性があるものを含む。

〔肉〕

牛、めん羊、山羊、鹿、豚、いのしし、馬又は家きんに由来する肉をいう。

なお、「肉」には、生肉（内臓、脂等を含む。）だけではなく、肉加工品も含む。

乳製品や卵製品、魚由来の肉は含まれない。

（※『食品残さの飼料利用に係る規制見直しについてQ&A』（令和 2 年 8 月 31 日）から抜粋）